

令和4年5月30日

保護者様

練馬区立南が丘中学校
校長 宮田 健史

学校生活における生徒等のマスクの着用について

日頃より本校の教育活動にご理解ご協力いただき、誠にありがとうございます。
さて、5月27日(金)に練馬区教育委員会より「学校生活における児童・生徒等のマスクの着用について」の通知がありました。

これを受け本日以降、学校生活における生徒等のマスク着用につきまして、下記のとおり進めて参りますのでお知らせいたします。

記

1 基本的な考え方

基本的な感染対策の重要性は変わるものではなく、引き続き基本的な感染対策(「三つの密」の回避、「人と人の距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等)を徹底してまいります。

マスクの着用範囲は「練馬区立学校(園)改訂版感染予防のガイドライン(新型コロナウイルス感染症)」に則り、進めます。夏季を迎える中で特に注意すべき事項が通知されたものであり、以前お伝えしたガイドライン(「4月25日以降の本校の教育活動について」令和4年4月25日)の趣旨を変更するものではありません。

2 マスクの着用が不要な場面およびそれに際した留意点について

練馬区教育委員会から、マスク着用が不要な場面の例として考えられるものとして、以下の通り示されました。なお、「これらの例はそれぞれの場面において児童生徒等のマスク着用を禁止する趣旨ではないことから、熱中症対策を講じたうえで、様々な理由からマスク着用を希望する児童生徒等につきましても適切な配慮をお願いします」、と注釈が付いています。

(1) 体育の授業

・生徒の間隔を十分に確保する、屋内で実施する場合は呼気が激しくなるような運動を避ける、こまめに換気を行う、等を実施してまいります。

(2) 運動部活動

・運動部活動についても体育の授業に準じつつ、各状況に応じて対処して参ります。

(3) 登下校時

①登下校時は熱中症対策を優先するよう指導いたします。

②屋外でのマスクを外してよいかの判断は、生徒の判断に任せます。その際は、人と十分な距離を確保し、会話を控えることも併せて指導して参ります。

(4) 休憩時間等、その他の時間

・基本的には、練馬区教育委員会より示された下の表に基づいて進めます。教育活動の内容や状況に応じて、教員から指示がある際はその指示に従うよう、ご家庭からもご指導をお願いいたします。

	身体的距離(※)が確保できる ※2m以上を目安		身体的距離が確保できない	
	屋内	屋外	屋内	屋外
会話をを行う	着用する	着用の必要はない	着用する	着用する
会話をほとんど行わない	着用の必要はない	着用の必要はない	着用する	着用の必要はない

問い合わせ：副校長 神藤 陽平
電話 03-3904-5782